

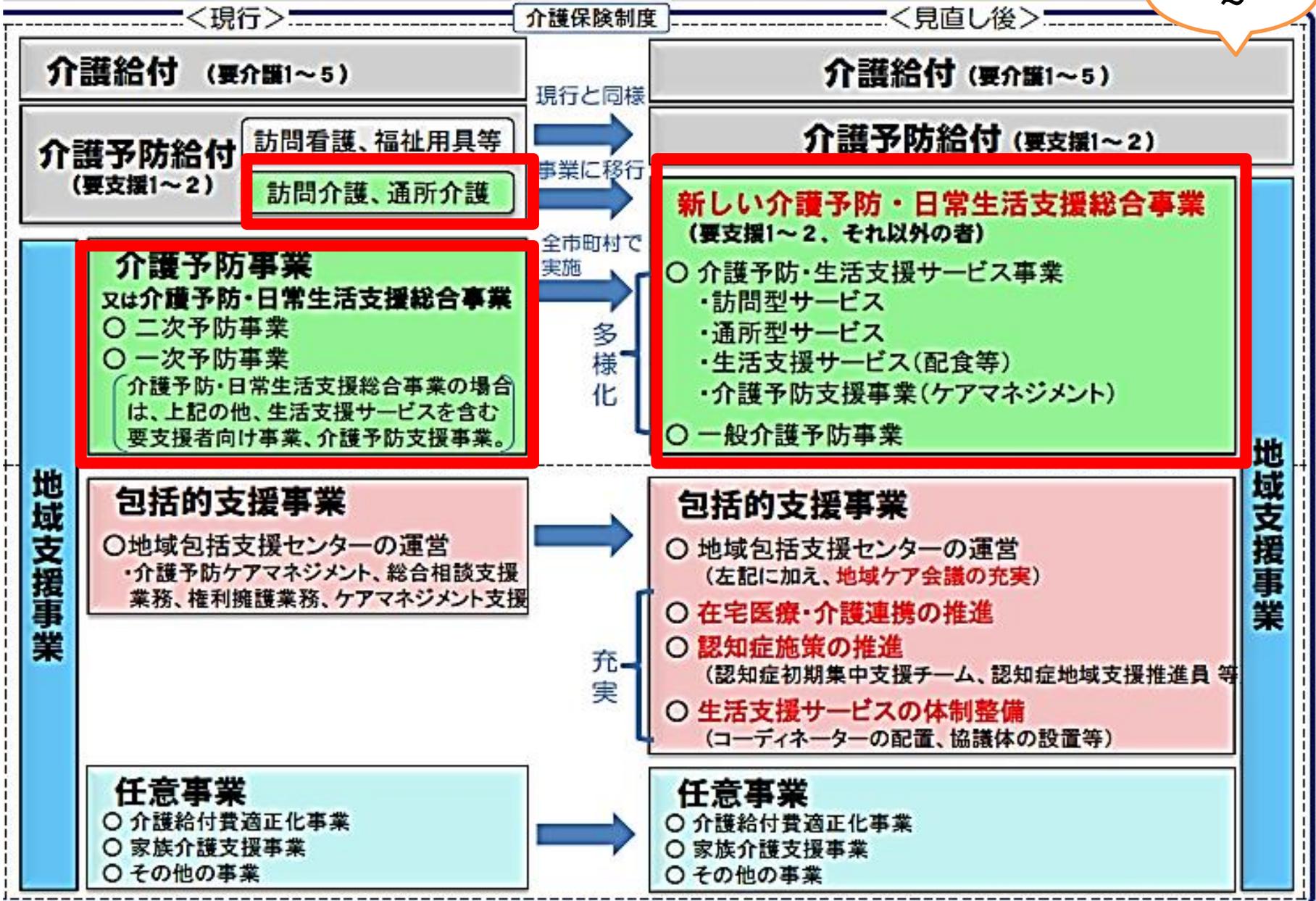
第2回

内灘町介護予防・日常生活支援総合事業 事業者説明会

H29.2.1(水)13:30～15:00

【参考】介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成

29年度
~



地域支援事業

地域支援事業

要支援者の訪問介護、通所介護の総合事業への移行(介護予防・生活支援サービス事業)

- 多様な主体による柔軟な取り組みにより効果的かつ効率的にサービスを提供できるよう、予防給付の訪問介護、通所介護は、事業にすべて移行(平成29年度末まで)
- その他のサービスは、予防給付によるサービスを利用

予防給付によるサービス

- ・訪問介護
- ・通所介護

- ・訪問看護
- ・訪問リハビリテーション
- ・通所リハビリテーション
- ・短期入所療養介護
- ・居宅療養管理指導
- ・特定施設入所者生活介護
- ・短期入所者生活介護
- ・訪問入浴介護
- ・認知症対応型通所介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・認知症対応型共同生活介護
- ・福祉用具貸与
- ・福祉用具販売
- ・住宅改修

など



訪問介護、通所介護について事業へ移行

新しい総合事業によるサービス (介護予防・生活支援サービス事業)

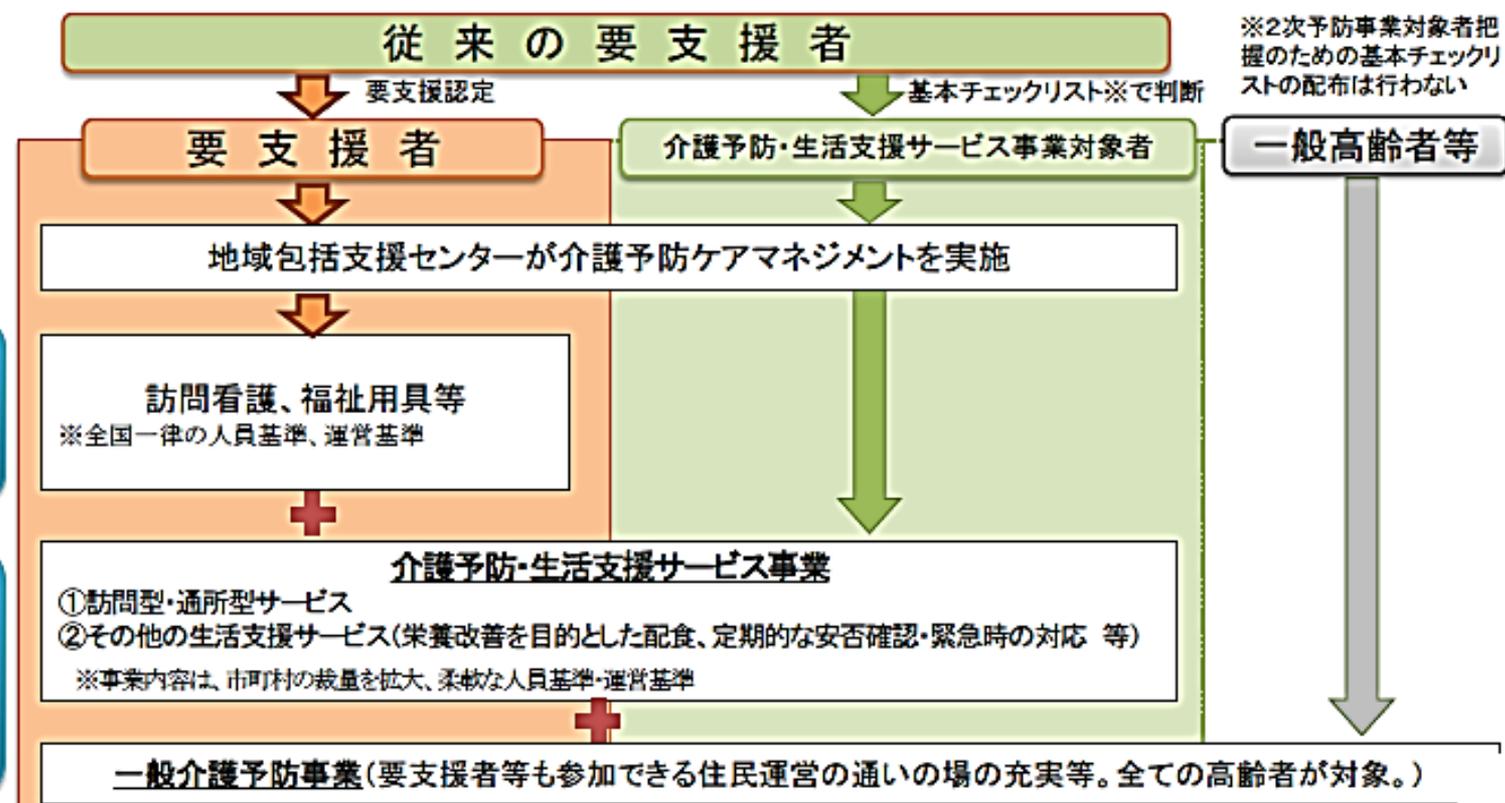
- ・訪問型サービス
 - ・多様な担い手による生活支援
- ・通所型サービス
 - ・ミニデイなどの通いの場
 - ・運動、栄養、口腔ケア等の教室
- ・生活支援サービス(配食・見守り等)
 - ・介護事業所による訪問型・通所型サービス

※多様な主体による多様なサービスの提供を推進
 ※総合事業のみ利用の場合は、基本チェックリスト該当で利用可

従来通り
 予防給付で行う

【参考】総合事業の概要

- 訪問介護・通所介護以外のサービス(訪問看護、福祉用具等)は、引き続き介護予防給付によるサービス提供を継続。
 - 地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントに基づき、総合事業(介護予防・生活支援サービス事業及び一般介護予防事業)のサービスと介護予防給付のサービス(要支援者のみ)を組み合わせる。
 - 介護予防・生活支援サービス事業によるサービスのみ利用する場合は、要介護認定等を省略して「介護予防・生活支援サービス事業対象者」とし、迅速なサービス利用を可能に(基本チェックリストで判断)。
- ※ 第2号被保険者は、基本チェックリストではなく、要介護認定等申請を行う。



サービスの類型

○ 要支援者等の多様な生活支援のニーズに対して、総合事業で多様なサービスを提供していくため、市町村は、サービスを類型化し、それに併せた基準や単価等を定めることが必要。そこで、地域における好事例を踏まえ、以下のとおり、多様化するサービスの典型的な例を参考として示す

①訪問型サービス

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

○ 訪問型サービスは、現行の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
○ 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定。

基準	現行の訪問介護相当	多様なサービス			
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	<p>○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース</p> <p>○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等 <p>※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。</p>	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		<p>・体力の改善に向けた支援が必要なケース</p> <p>・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース</p> <p>※3～6ヶ月の短期間で行う</p>	訪問型サービスBに準じる
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	

②通所型サービス

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

- 通所型サービスは、現行の通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職により短期集中で行うサービスを想定。

基準	現行の通所介護相当	多様なサービス		
サービス種別	① 通所介護	② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 通所型サービスB (住民主体による支援)	④ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション 等	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース 等 ※3～6ヶ月の短期間で実施
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供者(例)	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者 +ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)

③その他の生活支援サービス

- その他の生活支援サービスは、①栄養改善を目的とした配食や、②住民ボランティア等が行う見守り、③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援(訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等)からなる。

内灘町の総合事業(案)【第1号訪問型】

サービス種別	現行の介護予防訪問介護に相当するサービス	緩和した基準によるサービス(訪問型サービスA)	
実施方法	事業者指定	事業者指定	委託型(シルバー人材センター)
対象となるケースの考え方	要支援1・2の認定を受けている方 事業対象者となった方	生活支援が必要な方	短時間でできる簡易な生活援助
介護報酬	国保連経由で審査・支払 月額包括単価・1回単価を併用する 加算は現行どおり	検討中	検討中
利用者負担	1割。一定以上の所得がある人は2割	検討中	検討中

内灘町の総合事業(案)【第1号通所型】

サービス種別	現行の介護予防通所介護に相当するサービス	緩和した基準によるサービス(通所型サービスA)
実施方法	事業者指定	事業者指定
対象となるケースの考え方	要支援1・2の認定を受けている方 事業対象者となった方	一次予防事業より、より積極的な介護予防が必要な方。 入浴なし
介護報酬	国保連経由で審査・支払 月額包括単価・1回単価を併用する 加算は現行通り	検討中
利用者負担	1割。一定以上の所得がある人は2割	検討中

一般予防事業
ゆうゆう体操教室
委託型
左記以外の対象者で、公民館まで歩いていけない、近くの公民館には体に合う体操教室がない等の理由がある虚弱高齢者で、要支援要介護状態となる恐れの高い方。
委託料
送迎代 片道200円

単価設定について【訪問介護】

現在は

月額単価

週1回程度 1, 168単位

週2回程度 2, 335単位

週3回程度 3, 704単位

月額単位なので、月1回しか利用できなくても、1ヶ月分の料金。

「利用者さんへの説明がしづらい」という声があった。

H29.4月～

●月額単価・1回単価の併用

週に1回程度	266単位/回（月4回まで） （月5回 1, 168単位/月）
週に2回程度	270単位/回（月8回まで） （月9回 2, 335単位/月）
週に3回程度 （要支援2のみ）	285単位/回（月12回まで） （月13回 3, 704単位/月）

- ・加算・減算は従来通り
- ・当初の計画より実施回数が増減しても月途中での支給区分の変更は不要
- ・1回払いになると、突然のキャンセルが問題になることが予測されます。事業所によって介護と同様にキャンセル料を設定可能

事例① 事業対象者・要支援1・要支援2

週1回の予定で提供票を作成。

この月、利用曜日が5回あり、月5回利用した。

⇒週1回程度の月額包括単位を使用。

1,168単位

事例② 事業対象者・要支援1・要支援2

週1回の予定で提供票を作成。

この月、利用曜日は4回で、月4回利用した。

⇒週1回程度の1回単位を使用

$266 \times 4回 = 1,064$ 単位

事例③ 事業対象者・要支援1・要支援2

週1回の予定で提供票を作成。

この月、利用曜日が5回あったが、1回お休みがあり月4回利用した。

⇒週1回程度の1回単位を使用。

$$266\text{単位} \times 4\text{回} = 1,064\text{単位}$$

事例④ 事業対象者・要支援1・要支援2

週2回の予定で提供票を作成。

キャンセルがあり、月5回しか利用しなかった。

⇒週2回程度の270単位を使用。

$$270\text{単位} \times 5\text{回} = 1,350\text{単位}$$

事例⑤ 事業対象者・要支援1・要支援2

週2回の予定で提供票を作成。

体調不良のため、急遽、月10回利用した。

⇒月9回分は週2回程度の月額単価を使用。

2,335単位

⇒10回目は自己負担。

※体調不良が続くようなら、次月から週3回の提供表を作成してください。(要支援2のみ)

※10回目の自己負担額については、各事業所で設定してください。ただし、これまでの制度同様、月額単価の設定を「月9回以上」とし、10回目の自己負担は取らないことも、可能です。

単価設定について【通所介護】

現在は
月額単価

要支援1

週1回程度 1, 647単位

要支援2

週2回程度 3, 377単位

月額単位なので、月1回しか利用できなくても、1ヶ月分の料金。
要支援2の人は、週1回しか行く必要がなくても、3, 377単位。

H29.4月～

●月額単価・1回単価を併用

週に1回程度	378単位/回（月4回まで） （月5回 1, 647単位/月）
週に2回程度 （要支援2のみ）	389単位/回（月8回まで） （月9回 3, 377単位/月）

- ・加算・減算は従来通り
- ・当初の計画より実施回数が増減しても月途中での支給区分の変更は不要
- ・1回払いになると、突然のキャンセルが問題になることが予測されます。事業所によって介護と同様にキャンセル料を設定する可能性があります

事例① 事業対象者・要支援1・要支援2

週1回の予定で提供票を作成。

この月、利用曜日が5回あり、月5回利用した。

⇒週1回程度の月額包括単位を使用。

1,647単位

事例② 事業対象者・要支援1・要支援2

週1回の予定で提供票を作成。

この月、利用曜日は4回で、月4回利用した。

⇒週1回程度の1回単位を使用。

$378 \text{ 単位} \times 4 \text{ 回} = 1,512 \text{ 単位}$

事例③ 事業対象者・要支援1・要支援2

週1回の予定で提供票を作成。

この月、利用曜日が5回あったが、1回お休みがあり月4回利用した。

⇒週1回程度の1回単位を使用。

$$378 \text{ 単位} \times 4 \text{ 回} = 1,512 \text{ 単位}$$

事例④ 要支援2

週2回の予定で提供票を作成。

キャンセルがあり、月5回しか利用しなかった。

⇒週2回程度の389単位を使用。

$$389 \text{ 単位} \times 5 \text{ 回} = 1,945 \text{ 単位}$$

単価設定について【通所介護】

同一建物減算について

現在は
月額単価
要支援1

週1回程度 1,647単位
要支援2
週2回程度 3,377単位

月単位の減算

週1回 -376単位
週2回 -752単位

H29.4月～

●月額単価・1回単価を併用

週に1回程度	284単位/回（月4回まで） （月5回 1,647単位/月）
週に2回程度 （要支援2のみ）	295単位/回（月8回まで） （月9回 3,377単位/月）

1回単価は、94単位減算してあります。
（要介護者の減算と同額）

月単位の減算

週1回 -376単位
週2回 -752単位

月額包括単価を使用する場合のみ、月単位の減算を行ってください。

日割り計算について

これまでは、ショート利用時には、ショートの日数を引いた日数で日割り計算。

これからは…

1回単価を使用する場合は、ショートを利用した場合でも日割り計算は必要ありません。

※ただし、包括単価となる場合には、これまで同様に日割り計算が必要です。

日割り計算について(例)

要支援2

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水		
短																																	
デ	1				1			1				1						1				1				1				1			9

デイサービス 週2回の予定で、月9回利用 → 包括単価を使用 3,377単位
 → ショート分を日割り計算する

●日割りが想定されるケース

月額包括単価となった場合で、以下の事由が発生したとき

- ・区分変更申請(要支援⇒要介護)
- ・月途中で介護予防小規模多機能居宅介護・介護予防特定施設入居者生活介護
介護予防認知症対応型共同生活介護を利用開始。または終了。
- ・ショートステイの利用
- ・事業所の新規開始・指定効力停止の解除
- ・事業所の廃止・指定効力停止の開始

利用者の要支援認定有効期間の残期間を問わず、一斉に平成29年4月1日より総合事業がスタートします

- ① 平成29年4月1日より全ての介護予防訪問介護・介護予防通所介護利用者について、総合事業の利用者となり、総合事業における「訪問型サービス（第1号訪問事業）」及び「通所型サービス（第1号通所事業）」としてサービスを提供することになります。
- ② 平成29年1月末に、要支援者全員に総合事業に関する個別案内を郵送しました。
- ③ 平成29年2月より、地域包括支援センター職員がケアマネさんと要支援者全員に個別訪問し、総合事業の説明と、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの届出書と契約書の取直しを行います。
- ④ 住所地特例対象者に対する総合事業実施については、施設所在地市町村が行います。

総合事業開始前の準備について①

- ⑤ 資料1を参考に各事業者で、現在使用している契約書・重要事項説明書の修正をし、**平成29年3月31日**までに利用者と改めて取り交わしてください。
- ⑥ コード表が変わります。2月中旬までにCSV形式にてホームページに掲載しますので、各事業者のシステムへ取り込みしてください。(コード表 資料2)

	訪問型サービス	通所型サービス
平成27年3月末までに指定を受けている(みなし指定)	A1	A6
みなし指定対象外事業者	A2	

総合事業開始前の準備について② 【事業者指定の手続きについて】

⑨総合事業のみなし指定

総合事業移行にあたって、総合事業に係る規定の施行日前日である**平成27年3月31日**において、介護予防訪問介護等に係る指定介護予防サービス事業者について、該当施行日において、総合事業による指定事業者の指定をみなす(改正法附則第13条)旨の規程を設け、市町村及び事業者の負担軽減を図っている。

⑩のみなし指定の有効期間

平成27年4月1日～平成30年3月31日まで(3年間)

のみなし指定を受けた事業者について、平成30年4月1日以降も事業を継続する場合には、町に指定申請が必要。

⑪のみなし指定の効力の範囲

のみなし指定の有効期間(平成30年3月末まで)→全市町村に効力が及ぶ
平成30年4月以降→指定申請をした市町の範囲内でのみ効力が及ぶ

総合事業開始前の準備について②

【事業者指定の手続きについて】

		提出書類
訪問	みなし指定	なし
	みなし指定以外	町に事業所指定の手続きが必要。 必要書類については、個別にご説明します。
通所	みなし指定	介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書
	みなし指定以外	町に事業所指定の手続きが必要。 必要書類については、個別にご説明します。

⑫通所型サービスについては、町独自のサービスコード表を使用しますので、
「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書」(資料3)
 を提出してください。

⑬みなし指定事業者が現行相当サービスを提供しない場合
 廃止届を提出してください。この場合、廃止の効力は全国に及びます。
 現在、内灘町の利用者がある事業者で、内灘町の現行相当サービスを提供し
 ない場合は、利用者のサービス調整が必要になりますので早急にご連絡ください。

総合事業開始前の準備について②

【書類の整備について】

●運営規程

●契約書・重要事項説明書

資料1・2 内灘町介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴う契約書等の修正について参照

●定款

厚生労働省令に規定のあった旧介護予防訪問介護および旧介護予防通所介護を同一の内容を総合事業の相当サービスとして規定するため、現在の定款に介護予防訪問介護、介護予防通所介護事業に関する記載があれば、平成29年4月1日付の定款変更は必須とはしない。

ただし、本来は総合事業の実施についての記載がされるべきところなので、早期に変更を行うよう努めていただきたい。

例)「介護保険法に基づく第一号訪問事業(又は第一号通所事業)」

●その他サービス提供に係る書類

認定更新時の手続きについて

要支援認定の有効期間満了時、更新手続きを行うか基本チェックリストにより「事業対象者」となるか選択。

- ⑭ 現在の認定の有効期間満了までは、現在の認定区分でのご利用です。更新時に総合事業に関する案内と認定が必要かどうかのフローチャートを同封します。フローチャートを基に、更新認定を申請するか、基本チェックリストにより事業を利用するかを、ケアマネと一緒に検討。
- ⑮ 更新をせず、基本チェックリストにより事業を利用することを選択された場合には、ケアマネ・地域包括支援センター職員が同行訪問し、基本チェックリストと説明を行います。
- ⑯ ※平成29年3月31日認定期間満了の方から順に、更新案内にフローチャートを同封します。(平成29年1月末頃～)

↓
資料4

- ⑰ 基本チェックリストの有効期間は設定しません。ご本人様の心身の状況・利用希望サービスに応じて要支援・要介護認定申請を行う必要あり。

様式(案)

介護保険被保険者証		事業対象者		給付制限	
番号	0001234567	認定年月日	平成●年●月●日	開始	終了
住所	920-0273 石川県河北郡内灘町字	認定の有効期間	(有効期限ありません)	開始	終了
フリガナ	ウチナダ タロウ	居宅サービス等 区分支給限度 基準額	5.003単位	居宅介護 支援事業者 又は 介護予防 支援事業者 及び その事業所 の名称	内灘町地域包括支援セン ター 届出 平成●年●月●日
氏名	内灘 太郎	サービスの種類			年 月 日
生年月日	昭和●年●月●日 性別 男	(うち種類支給 限度基準額)	基本チェックリスト 実施日(ケアプラン 届出年月日と同日)	※手書き記入と訂正の場合 が押していないと無効です。	
交付年月日	平成●年●月●日	認定審査会 の意見及び サービスの 種類の指定		介護保険施設等 種 名	月 日
保険者番号 並びに保険 者の名称及び 印	173658 石川県河北郡内灘町(大字)丁目2番地 電話 (078) 280-1111 内 灘 町			入(訪問等)	月 日
				退(訪問等)	月 日

この届出年月日が、「事業対象者」としての有効開始日となります。

- ⑱ 主治医意見書がありません。
主治医意見書に代わる様式を準備する予定ですが、本人・家族からの聞き取りによる記載となります。

利用限度額とケアマネジメント費

利用者区分	サービス利用パターン例		ケアマネジメント費	給付管理	支給限度額
要支援2	給付のみ		介護予防支援費	あり	10,473単位
	給付+	総合事業(訪問型サービス)			
		総合事業(通所型サービス)			
総合事業 (訪問型・通所型サービス)のみ		介護予防ケアマネジメント費	あり		
要支援1	給付のみ		介護予防支援費	あり	5,003単位
	給付+	総合事業(訪問型サービス)			
		総合事業(通所型サービス)			
総合事業 (訪問型・通所型サービス)のみ		介護予防ケアマネジメント費	あり		
事業対象者	総合事業 (訪問型・通所型サービス)のみ		介護予防ケアマネジメント費	あり	5,003単位
共通	一次予防事業のみ (例)住宅改修のみ利用し、その後は、ゆうゆう体操教室のみ利用している方		なし	なし	

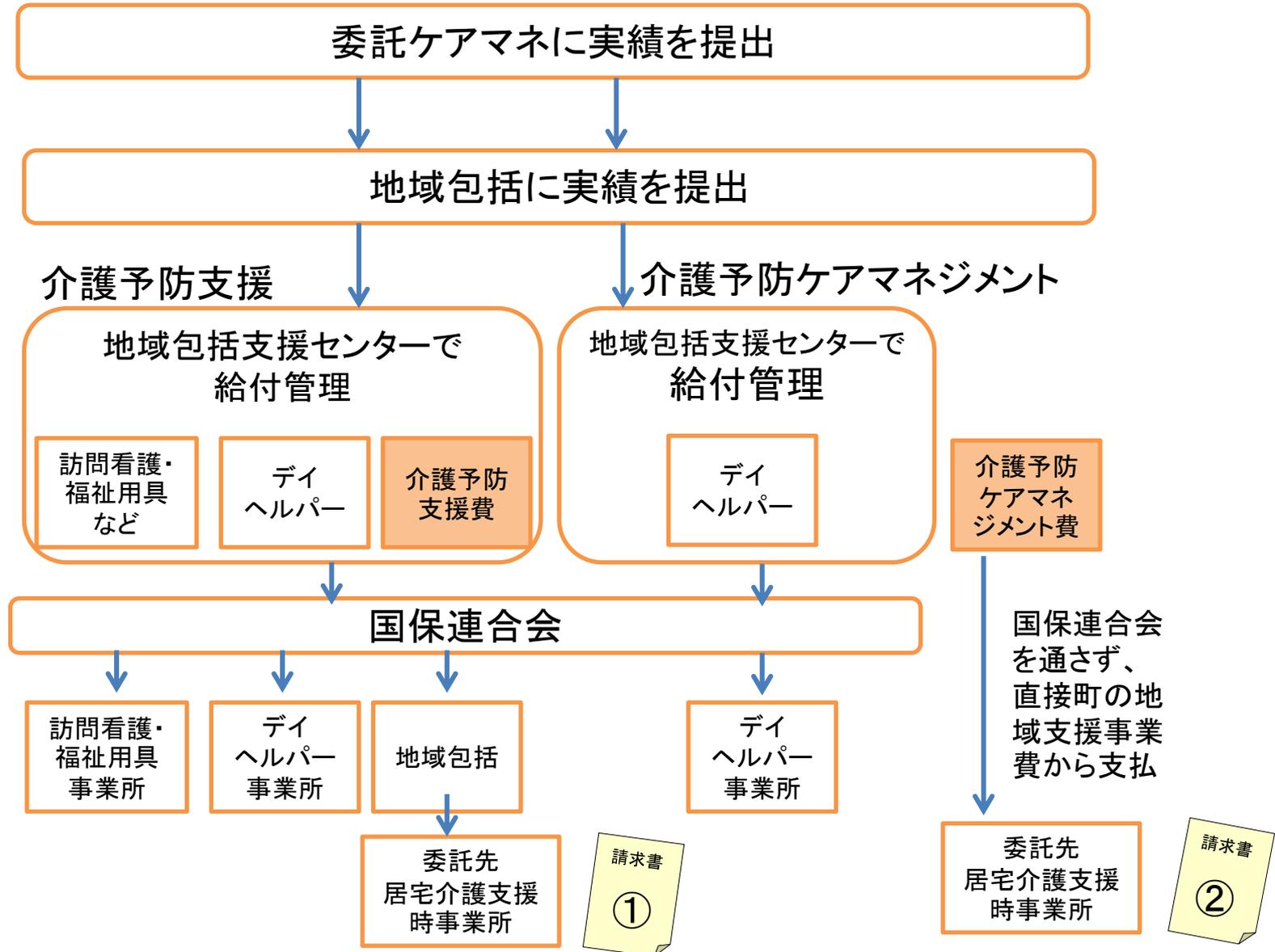
介護予防支援と介護予防ケアマネジメントについて

- ⑱ 総合事業のサービスを利用する方であっても、従来の介護予防支援にてケアプランを立てる方もいます。

介護予防支援	介護予防給付のみ又は介護予防給付と総合事業を組み合わせて予防プランの作成
介護予防ケアマネジメント	介護予防給付を含まず、総合事業のみのプラン作成

- ⑳ 介護予防ケアマネジメントは、「原則的なケアマネジメント(現行相当)」のみを実施しますので、基本的なプロセスは変更ありません。委託単価も同じ単価を予定しています。(継続4,000円 初回加算3,000円)
- ㉑ 介護予防ケアマネジメントの記録等の様式は、介護予防支援で使用している様式と同様です。(様式名の文言に変更があります。)
- ㉒ ケアプランは介護予防支援と介護予防ケアマネジメントともに使用する共通様式です。介護予防支援と介護予防ケアマネジメントを交互に実施してもケアプランを作成しなおす必要はありません。
- ㉓ 呼び方は変わりますが、プロセスや様式は全て同じです。サービス担当者会議もこれまで通り実施。
- ㉔ 要支援者・事業対象者であっても一次予防事業等をご利用することができます。
(例)ヘルパーさんを利用しながら、公民館や町の通所型介護予防事業に参加できます。27

給付管理のまとめ



スケジュール

時期	内容
平成29年1月下旬	要支援者に総合事業についての案内送付
1月下旬～	更新案内者に文書送付(3月末有効期間満了の方から順に) 利用者への説明・契約
2月1日	第2回事業者説明会 サービス内容(サービス類型・単価等)・事業者指定について
2月1日～	事業者指定関係の受付開始
2月21日	第2回ケアマネ事業所向け説明会(ケアプラン研修会)
4月	総合事業サービス提供開始(一斉移行)
5月	利用分についての国保連請求・審査支払